

総社市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第37号

総社市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例

総社市放課後児童クラブ施設条例（平成17年総社市条例第129号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後			改正前		
(名称、位置及び定員) 第2条 児童クラブ施設の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。			(名称、位置及び定員) 第2条 児童クラブ施設の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
略			略		
常盤小学校区放課後児童クラブ施設	総社市三輪 773 番地 1 総社市三輪 926 番地	130 人	常盤小学校区放課後児童クラブ施設	総社市三輪 773 番地 1	100 人
略			略		
山手小学校区放課後児童クラブ施設	総社市岡谷 607 番地 2 総社市地頭片山 143 番地 1	70 人	山手小学校区放課後児童クラブ施設	総社市岡谷 607 番地 2	50 人
略			略		

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。